



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

防災情報ネットワーク事業

真喜屋ダム情報通信設備更新工事

積 算 書

(当初)

沖縄総合事務局
土地改良総合事務所

[illegible]

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

事業名	防災情報ネットワーク事業
工事名	真喜屋ダム情報通信設備更新工事

項 目 名	数 量	単 位	金 額	備 考
工事価格			19,120,000	
・製作工事価格			15,300,000	
・ ・ 機器単体費	1.000	式	15,300,000	
・据付工事価格			3,820,000	
純工事費(据付)			275,000	
・ ・ 据付工事原価			3,059,000	
・ ・ ・ 直接工事費			232,000	
・ ・ ・ ・ 直接工事費 (共通仮設費対象)	1.000	式	232,000	
・ ・ ・ 間接工事費			2,827,000	
・ ・ ・ ・ 共通仮設費			43,000	
・ ・ ・ ・ ・ 運搬費～営繕費等				
232,000 × ((18.700*1.000)*1.000*1.000)			43,000	
・ ・ ・ ・ 現場管理費				
275,000 × ((40.090*1.000)*1.000*1.000+0.000+0.000-0.000)			110,000	
・ ・ ・ ・ 機器間接費			2,674,000	
・ ・ ・ ・ ・ 機器管理費				
15,300,000 × 17.480			2,674,000	
・ ・ 一般管理費等				
3,059,000 × (25.130*1.000+0.04)			769,000	
支給品費			0	
支給品費 (機器単体費)			0	
処分費等 (直接工事費の内数)			0	
処分費 (準備費の内数)			0	
処分費 (事業損失防止施設費内数)			0	
処分費等 (率対象外)			0	
共通仮設費算定控除額			0	
法定福利費概算額(工事価格の内数)				
3,820,000 × 3.560			136,000	

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

事業名	防災情報ネットワーク事業
工事名	真喜屋ダム情報通信設備更新工事

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単- 1号 ***					
S02115	電気通信技術員		人		1,000 人	歩A 当たり算出
	電気通信技術員			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 労務コード 2) 労務単価算定区分	R03004 基(C)		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:補正なし	
R03004	電気通信技術員	1,000	人	27,200	27,200	
	合 計				27,200	算出数量 1,000 人
	単 価				27,200	
	*** S単- 2号 ***					
S02116	輸送費		式		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	輸送費			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 資材区分 2) 地域資材単価コード (P) 3) 地区資材単価コード (J) 4) 施設機械資材単価コード (K)	地域資材 (Pコード) P96001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:補正なし	
P96001	輸送費	1,000	式	130,000	130,000	
	合 計				130,000	算出数量 1,000 各単位
	単 価				130,000	
	*** S単- 3号 ***					
S40012	データ転送装置		台		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	データ転送装置			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 基礎データコード 2) 規格	K96002		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:補正なし	
K96002	データ転送装置	1,000	台	15,300,000	15,300,000	
	合 計				15,300,000	算出数量 1,000 [各単位]
	単 価				15,300,000	
	*** S単- 4号 ***					
S42049	情報処理・監視制御設備据付工		台		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	情報処理・監視制御設備据付工 情報処理設備, ファイルサーバ, -, 無			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 設備区分 2) 機器区分	情報処理設備 ファイルサーバ		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 細別 4) 歩掛補正区分	- 無		深夜時間:0.0	週休:補正なし	
R03004	電気通信技術員	1,000	人	27,200	27,200	
	合 計				27,200	算出数量 1,000 [各単位]
	単 価				27,200	
Y00001	ファイルサーバ					
	*** S単- 5号 ***					
S42050	情報処理・監視制御設備調整工		台		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	情報処理・監視制御設備調整工 情報処理設備(単体), ファイルサーバ, -, 無			時間の制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 設備区分 2) 機器区分	情報処理設備(単体) ファイルサーバ		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3) 細別 4) 歩掛補正区分	- 無		深夜時間:0.0	週休:補正なし	
R03003	電気通信技術者	1,500	人	40,500	60,750	

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局

令和8年度 防災情報ネットワーク事業

真喜屋ダム情報通信設備更新工事

特別仕様書

沖縄総合事務局

土地改良総合事務所

第1章 総 則

令和8年度 防災情報ネットワーク事業 真喜屋ダム情報通信設備更新工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、防災情報ネットワーク事業に基づき、真喜屋ダムの状態監視を行うためデータ転送装置等を更新するものである。

2. 工事場所

沖縄県名護市仲尾次地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | |
|-------------|-----|
| 1) 情報通信設備 | 1 式 |
| 2) 撤去・設置・調整 | 1 式 |

4. 工事数量

別紙2「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。

第3章 施工条件

1. 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者等の確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は管理技術者の専任を要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和8年9月4日から令和9年3月25日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和8年9月3日まで）

契約締結後において、余裕工期内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

2. 工事期間中の休業日

（1）工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

（2）現場据付の工事期間には雨天、休日等8日を見込んでいる。

（なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇である。）

3. 作業時間の制限

工事期間中の施工時間は、原則8時30分～17時15分までとする。

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏期休暇3日間、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後18時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となっ

た場合は、監督職員と協議するものとする。

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路は4t車の進入が可能である。

2. 既設機器との接続条件

本工事で既設機器等に接続する内容は次のとおりである。

(1) 既設機器からの電源接続は、図面に示す積算電力計収納版内の積算電力計の二次側配線からAC100V, 50Hzの接続とする。

(2) 本システムと既設水管理制御設備とのエータ受渡しの基本条件は以下に示すとおりである。

①ネットワーク

LAN ネットワークとする。

②通信プロトコル

通信プロトコルはTCP/IPとする。

③アプリケーションプロトコル

独自方式、FTP, SMB等とする。

④送信タイミング

計測データ 正10分間隔

SVデータ 正10分間隔

3. 第三者に対する措置

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

4. 関係機関との調整

受注者は必要に応じて施設管理者と調整を行わなければならない。

第5章 提出図書等

1. 提出図書

共通仕様書（施）第1編第1章1-1-6（施工計画書）、1-1-8（承諾図書）及び1-1-28（完成図書及び施工図）に示す提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等について監督職員との打合せのうえ作成するものとする。また、提出図書に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

2. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-8に示す実地仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。

3. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

据付工事及び試運転調整に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、第2章2. 工事場所とするが、施工にあたっては、施設管理者と調整のうえ、監督職員の指示に従うものとする。

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。なお、発注者が施設管理者に返還する際には立会しなければならない。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。

(1) 資料名 平成30年度

国営造成農業ダム防災情報ネットワーク等接続検討等業務報告書

平成30年度

国営造成農業ダム防災情報ネットワーク等接続工事完成図書

(2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで

(3) 返納場所 土地改良総合事務所

(4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）、通信回線使用料金は受注者において負担する。

第10章 設 計

1. 一般事項

(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。

(2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。

(3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。

(4) 運転が確実に操作の容易なものとする。

(5) 設計、製作、据付にあたって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 環境条件

機器は、次の標準環境条件において、正常に作動しなければならない。

項 目	機器区分
	屋内機器
温 度	5～40℃
相対湿度	30～80%
設置場所	(1) 腐食性ガスのない場所 (2) 潮風を受けない場所 (3) 塵埃の甚だしくない場所

- (注) 1) 温度、相対湿度の条件は精度保証を示す値である。
 2) 結露しないこと。
 3) 防水構造は、各機器仕様によること。
 4) 屋内機器とは、真喜屋ダムに設置する機器を対象にする。
 5) 据付耐震強度の値は、一般の建物で一般の盤を 1 階及び地階に設置した場所とする。

(2) 供給電源

単相 AC100V $\pm$ 10% 60Hz

(3) 伝送路回路線構成

伝送路回線は次のとおりとする。

伝送区間	伝送路種別
真喜屋ダム管理所～防災中央センター	LTE 回線

3. システム機能

本工事における防災情報ネットワークデータ転送システム全体処理機能は次のとおりである。

(1) データ転送システムの概要

既設の水管理制御設備で取り扱われている水文情報や施設の運用状況等を防災情報ネットワークシステムへ送信するため、更新するデータ転送サーバを経由し、インターネット網を利用して CSV 形式データを防災情報ネットワークシステムへ転送する。

既設の水管理制御設備において計測データを CSV 形式ファイル変換及び並び替え等を行うプログラムがすでに作成されている。また、防災情報ネットワークシステムへのデータ転送プログラムは発注者が貸与するものとし、受注者が本工事でデータ転送装置にインストールするものとする。なお、別表 1「管理項目（情報転送項目）表」には記載のない既設の水管理データは、転送対象外とする。

(2) 既設水管理制御設備

既設水管理制御設備において計測している情報を取りだすため、データ転送サーバ向けの TCP/IP 通信によるデータ送信機能を 1 方路確保している。

なお、既設水管理制御設備のソフトウェアは、「富士通」が所有している。

(3) データ受信機能の追加

受注者は、データ転送サーバにおいて上記 (1) の出力データを受信する機能を追加する。

(4) 時刻管理

受注者は、既設水管理制御設備から基準時刻を取得し、データ転送サーバにおいて時刻同期管理を行う。なお、公開 NTP サーバから基準時刻と取得する際は監職員と協議するものとする。

(5) CSV ファイル

データ転送サーバに転送される CSV ファイルは、「最新データ（計測値）」「SV データ（状態監視）」の 2 ファイルである。

(6) データ格納機能

受注者は、データ転送サーバにおいて所定のフォルダに、上記 (5) の最新データ CSV ファイルを格納する機能を追加する。

(7) データ確認機能

受注者は、データ転送サーバにおいて、上記 (2) ～ (5) についてデータ確認するため、ディスプレイで表示確認する機能を追加する（ファイルを確認可能で開くことが可能な環境）。なお、データベース化及びバックアップ機能は不要とする。

(8) データ転送プログラムのインストール及びネットワーク設定

1) データ転送プログラムのインストール

貸与する「データ転送プログラム」を貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に従いインストールすることにより、データ転送機能を実装する。

2) データ転送プログラムのネットワーク設定

貸与する「データ転送プログラムインストール及び設定手順書」に基づき、稼働確認を実地する。

4. 停電及び耐雷対策

停電時に地震観測処理装置の機能を保持するため、データ処理装置のプログラム内容が消失しないよう既設無停電電源装置等により対策するものとする。

5. 設計変更等

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。なお、その経費については、別途協議の上、設計変更時に計上する。

第 11 章 構造及び製作

(1) 本工事における機器仕様を以下に示す。なお、次に示す機器については、使用前にカタログ、試験成績書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 本設備は、共通仕様書（施）第 12 章「電気設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。

ア データ転送装置

ア) 本体仕様

PC サーバ

1. CPU

Xeon Silver4208 プロセッサー

(2.10GHz、8コア、11.0MB) 相当以上

2. 主記憶部

8GB 以上

3. OS

Windows-Server2025

4. 補助記憶装置

HDD：300GB×2 以上、RAID 1 以上外部記憶装置：DVD-ROM 以上

5. 表示出力

GB 又は DVI、1,280×1,024 以上（フルカラー）

イ) インタフェース

OA-LAN インタフェース：10/100BASE-T(RJ45) ×1

インターネット網インタフェース：10/100BASE-T(RJ45) ×1

ウ) 表示部

データロガーPC と兼用する。

エ) KVM

データロガーPC と転送サーバ用

オ) 転送項目

転送項目に関しては、既存の数から増減なし。

カ) その他

インストールするデータ転送プログラム、ウイルスチェックソフトは発注者より貸与する。

第 12 章 ソフトウェア

1. 一般事項

(1) OS

本工事における基本ソフト（OS）は、リアルタイム OS（UNIX、Linux、Windows）とする。

2. ソフトウェアの著作権

本工事で取扱うソフトウェアに関する著作権の帰属については、次のとおりとする。

(1) 新規に開発したソフトウェア

ソフトウェアの著作権については、受注者に帰属するものとするが、発注者がソフトウェアを使用するため必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するも

(2) 発注者又は受注者が従前から有していたソフトウェア

ソフトウェアの著作権は、それぞれ発注者又は受注者に帰属する。この場合、受注者は発注者に対し当該ソフトウェアについて、発注者が対象ソフトウェアを使用するための必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

第13章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第12章第7節によるものとし、特記事項及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、必要により別途監督職員の指示する基準点を使用するものとする。

3. 既設設備の撤去に当たっては、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。なお、撤去資材は、敷地内に仮置きするものとし、詳細については、監督職員が別途指示するものとする。

4. 設備の据付

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。

(3) 設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

(4) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

5. 特定建設資材の分別解体等

工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (建設資材廃棄物等)	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

■が該当する部分である。

第14章 情報セキュリティの確保

1. 情報セキュリティポリシーの遵守

(1) 受注者は、発注者から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則（平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。）等の説明を受けるとともに、本工事に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基

準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本工事に関する影響分析を行うこと。

- (2) 受注者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。
- (3) 受注者は、本工事の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

2. 工事の実施における情報セキュリティの確保

2-1. 受注者は、本工事の実施に当たって、以下の措置を講ずること。

- (1) 本工事を実施する上で知り得た情報（公知の情報を除く。）については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本工事以外の目的で利用しないこと。
- (2) 本工事に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3) 本工事に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本工実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4) 本工事において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報（複製を含む。以下同じ。）を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5) 農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 26 条第 1 項第 2 号に基づく監査等を含む。以下同じ。）を受け入れること。また、発注者からの要求があった場合は、受注者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6) 本工事において、発注者が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7) 本工事において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、発注者に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げる。なお、これらに要する費用の全ては受注者が負担すること。

2-2. 受注者は、契約期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1) 情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
 - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
 - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
 - ウ ログの取得・監視
 - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
 - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
 - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
 - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
 - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
- (2) 本工事における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3) 本工事において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに本工事の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4) 私物（本工事の従事者個人の所有物等、受注者管理外のものをいう。）の機器等を本工事に用いないこと。
- (5) 本工事において取り扱う情報が不要となった場合、発注者の指示に従い返却又は復元できな

いよう抹消し、その結果を発注者に書面で報告すること。

- (6) 再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を発注者へ提供すること。

2-3. 受注者は、契約期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

- (1) 本工事の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。
- (2) 成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果（確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等）を成果物等に記載又は添付すること。
- (3) 本工事において取り扱われた情報を、発注者の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を発注者に書面で報告すること。

2-4. 受注者は、情報セキュリティの観点から仕様書で求める要件以外に必要な措置がある場合には、発注者に報告し、協議の上、対策を講ずること。

第15章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

- (1) 本工事の施工段階確認において、次に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

工種	確認内容		確認時期	遠隔確認対象	備考
データ転送装置	出来形確認	1) 外観構造	工場制作時	○	
		2) 据付外観	現地据付時	—	
	品質確認	単体試験 (機能試験)	工場制作時	○	

- (2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に確認願いを提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。
- (3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。
- (4) 施工段階確認の確認内容は、出来形確認にあつては施設機械工事等施工管理基準第2編2-9-1「直接測定による出来形管理」の分類A、品質確認にあつては同基準第2編2-9-2「品質管理」の分類Aによるものとする。また、確認時期にあつては、施設機械工事等施工管理基準第1章総則第1節総則によるものとする。技術検査職員から補修を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 低入札価格調査制度における調査対象工事の場合の重点監督は、前項(4)と併せて実施する。
- (6) 施工段階確認で確認するもの以外については、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。

2. 書類限定検査の実施

- (1) 検査職員による検査について、下記の9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請け引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③打合せ簿(協議)	⑧工事材料品質証明書
④打合せ簿(承諾)	⑨工事写真
⑤打合せ簿(提出)	

(2) 書面限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合は協力する。

第16章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。
なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す写真編集には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)

を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する 実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、「Microsoft Teams」である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする

第 17 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- 2) 不可抗力によるもの
- 3) 法・基準の改正に係るもの
- 4) 工場製作期間に変更が生じる社会情勢等の変化
- 5) 関係機関との協議によるもの
- 6) 遠隔確認を行う場合
- 7) その他本仕様書に定めのないもの

第 18 章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 編第 1 章 1-1-27 及び第 1 章 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・工事完成図書の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後 V E 提案

- (1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(様式 1～様式 4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面(様式 5)により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る乙の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下、「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 24 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた

場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

４．工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務（業）所長、（次長）、（総括監督員）、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（４）工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

５．技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。なお、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事については、下記の「承諾図書」も対象とするものとする。

（１）施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

ただし、提出する当該工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容又は対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施

工計画書に記載するものとする。

(2) 承諾図書提出段階

承諾図書提出段階には、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約の位置付けを明確にする。

(3) 工事実施段階

施工計画書及び承諾図書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容に準いては、原則、工場又は現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(4) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用に

については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別方式）について

（１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

9. 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付保しなければならない。

10. 1 日未満で完了する作業の積算

（１）本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

（２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

（３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

（４）受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

（５）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

（１）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

（２）発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

（３）受注者は、（２）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

（４）受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

（５）受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

（６）発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率

分)の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7)発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8)疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. 外来生物の対策の徹底について

資材搬入に当たっては、特定外来生物の侵入を防止するため、資材や資材庫に特定外来生物が混入していないか確認を行うこと。特定外来生物が額入された場合は速やかに監督職員に報告すること。

第19章 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出

受注者は工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

(1)契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2)この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第20章 受注者の責務

工事の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年11月2日内閣府訓令第39号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

第21章 定めなき事項

(1)契約書、設計図書及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。

(2)この仕様書に定めていない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第22章 個人情報の保護

本工事を施行するにあたって、【別紙1】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本工事以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む)の流出防止に万全を期すこと。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。
発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要なと認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。
受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

令和 8 年度
防災情報ネットワーク事業
真喜屋ダム情報通信設備更新工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 水管理設備工				
(1)機器設備工				
データ転送装置		台	1.000	
データ転送装置		台	1.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
(1)運搬工				
輸送費		式	1.000	
輸送費		式	1.000	
2. 据付・調整工				
(1)据付・調整工				
データ転送装置据付・調整工		台	1.000	
情報処理・監視制御設備据付工	情報処理設備, ファイルサーバ, -, 無	台	1.000	
情報処理・監視制御設備調整工	情報処理設備(単体), ファイルサーバ, -, 無	台	1.000	
3. 撤去工				
(1)撤去工				
データ転送装置撤去工		台	1.000	
情報処理・監視制御設備撤去工		台	1.000	

令和8年度防災情報ネットワーク事業
真喜屋ダム情報通信設備更新工事

図 面 目 録

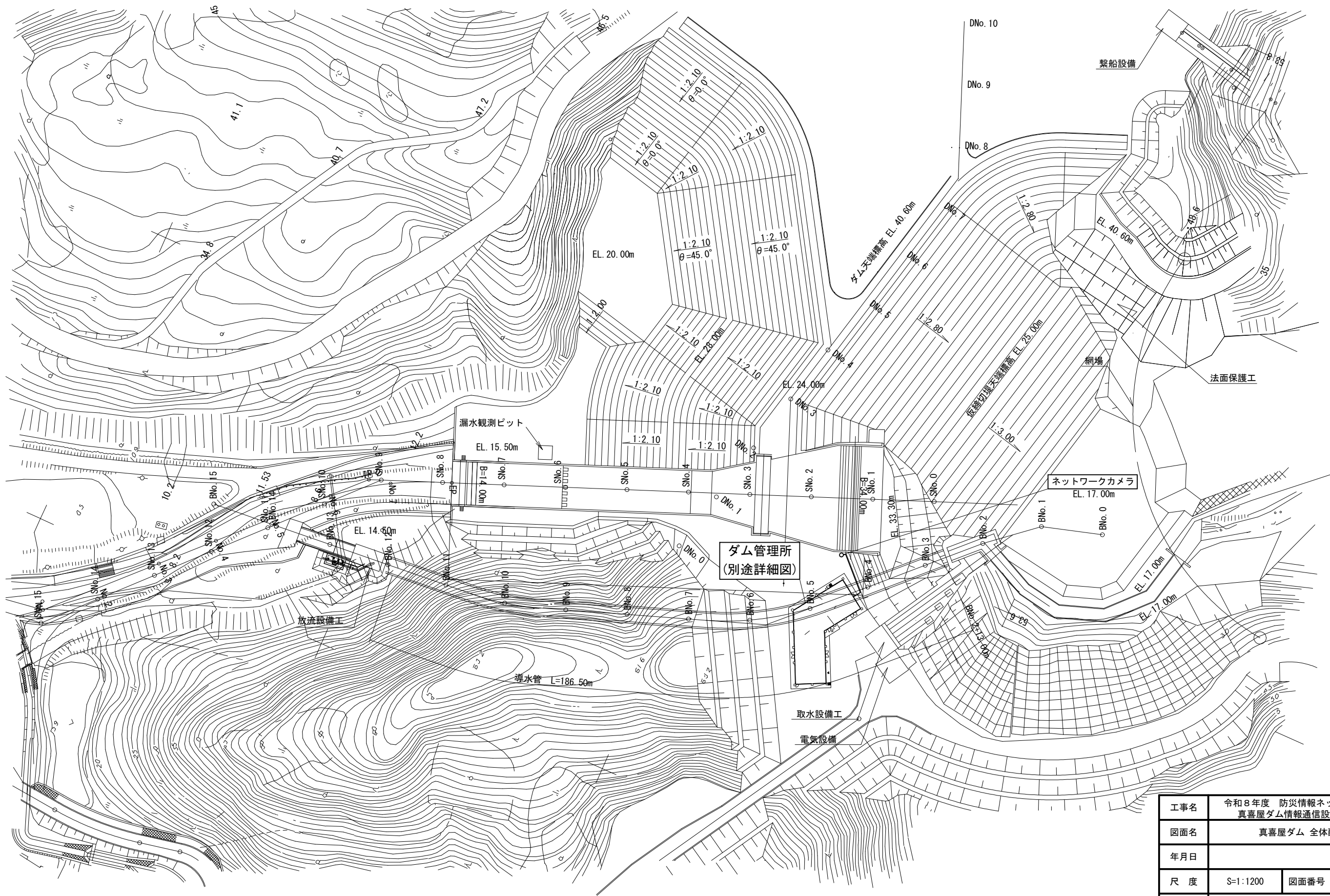
図面番号	名 称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	真喜屋ダム管理所位置図	1	
3	真喜屋ダム管理所2階機器配置図	1	
4	真喜屋ダムシステム構成図	1	
計		4	

位置図



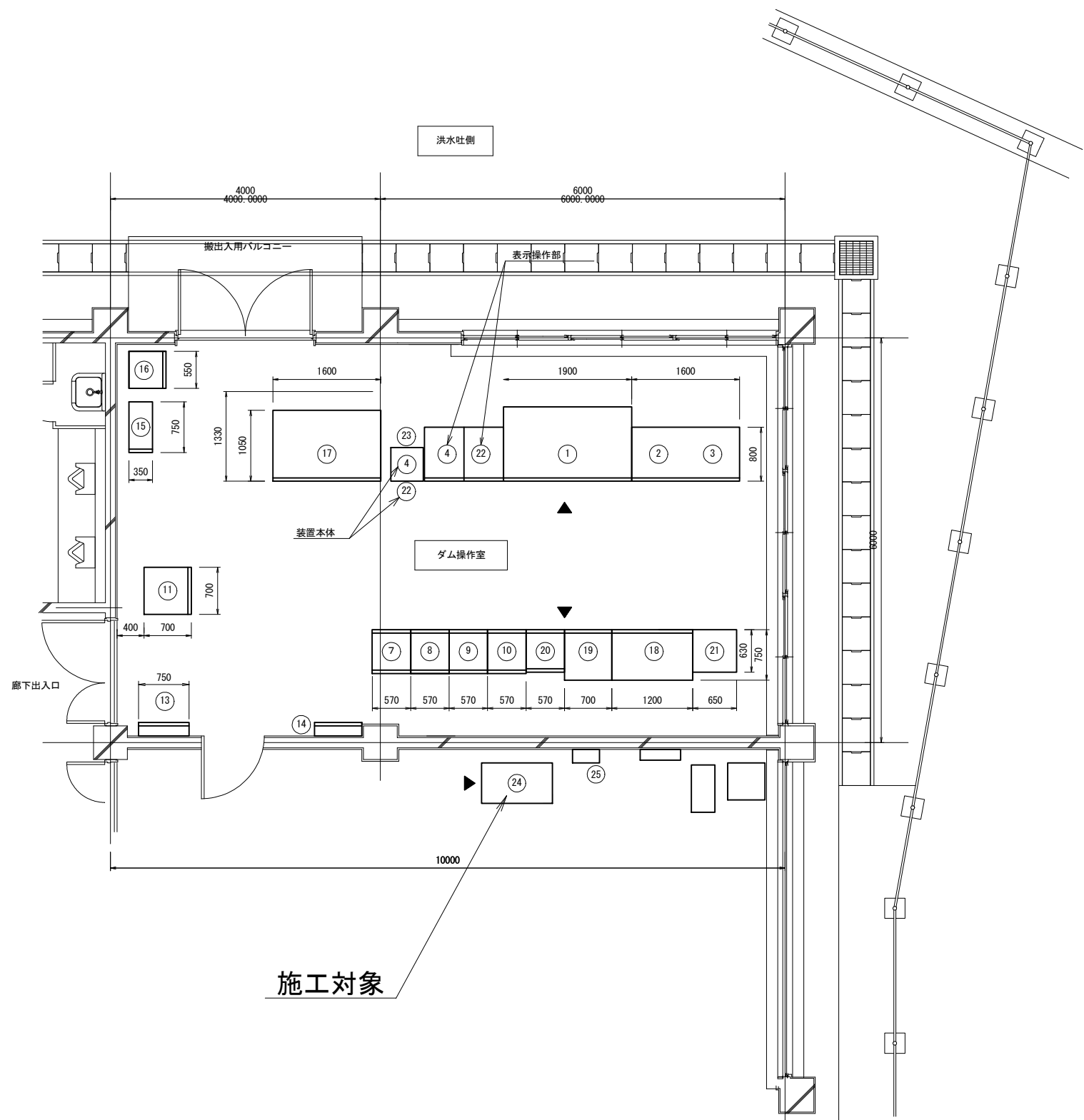
工 事 名	令和8年度 防災情報ネットワーク事業 真喜屋ダム情報通信設備更新工事		
図 面 名	位置図		
作成年月日			
縮 尺	NONSCALE	図面番号	1
会 社 名			
事業所名	沖縄総合事務局 土地改良総合事務所		

真喜屋ダム 全体配置図



工事名	令和8年度 防災情報ネットワーク事業 真喜屋ダム情報通信設備更新工事		
図面名	真喜屋ダム 全体配置図		
年月日			
尺 度	S=1:1200	図面番号	2
会社名			
事務所名	沖縄総合事務局 土地改良総合事務所		

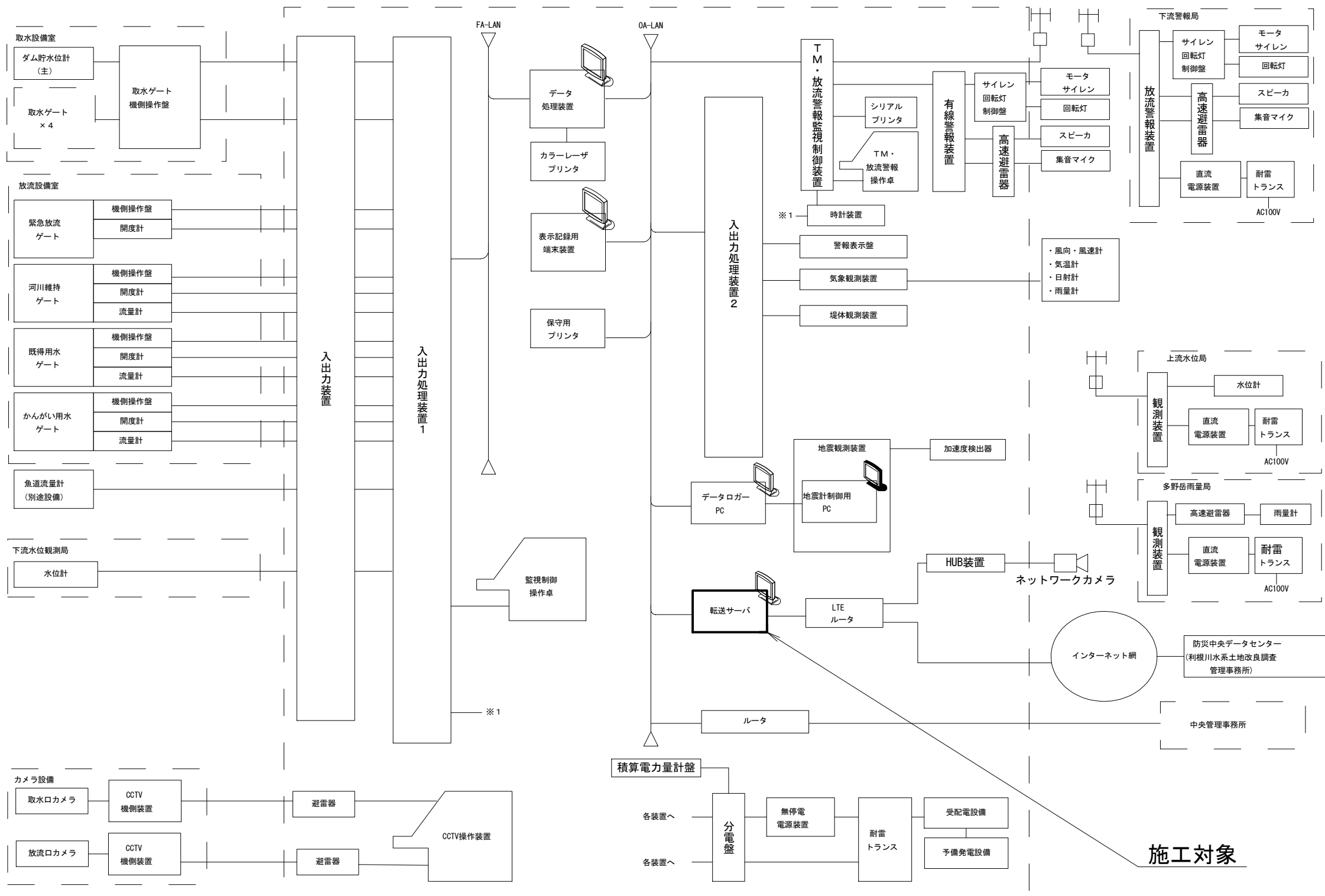
真喜屋ダム 管理所2階機器配置図



番 号	機 器 名 称
①	監視操作卓（ミニグラフィックパネル付）
②	テレメータ・放流警報操作卓
③	CCTV監視操作卓
④	表示記録用端末装置
⑦	テレメータ・放流警報制御監視装置（ダムサイト警報装置内蔵）
⑧	データ処理装置（入出力変換部、表示処理部搭載）
⑨	入出力処理装置 1
⑩	入出力処理装置 2・入出力中継装置
⑪	シリアルプリンタ（放流警報記録用）
⑬	サイレン・回転灯制御盤
⑭	分電盤
⑮	小型UPS電源装置
⑯	耐雷トランス
⑰	気象情報端末
⑱	堤体観測装置
⑲	地震観測装置
⑳	気象観測装置
㉑	観測設備用ページプリンタ
㉒	データ処理装置
㉓	保守用プリンタ
㉔	転送サーバ装置収納筐体（転送サーバ、データロガーPC）
㉕	積算電力量計盤

工事名	令和8年度 防災情報ネットワーク事業 真喜屋ダム情報通信設備更新工事		
図面名	真喜屋ダム 管理所2階機器配置図		
年月日			
尺 度	S=1:80	図面番号	3
会社名			
事務所名	沖縄総合事務局 土地改良総合事務所		

真喜屋ダム システム構成図



工事名	令和8年度 防災情報ネットワーク事業 真喜屋ダム情報通信設備更新工事		
図面名	真喜屋ダム システム構成図		
年月日			
尺 度	NONSCALE	図面番号	4
会社名			
事務所名	沖縄総合事務局 土地改良総合事務所		